

大阪市東淀川区役所と大阪府宅地建物取引業協会新大阪支部との  
空家等対策に資する不動産無料相談会の開催に関する協定書

大阪市東淀川区役所（以下「区役所」という。）と大阪府宅地建物取引業協会新大阪支部（以下「支部」という。）は、平成31年3月4日に締結した「大阪市と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会との空家等対策に資する不動産無料相談会の開催に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」に基づき、不動産無料相談会の開催に関する協定書について、次のとおり定める。

（実施目的）

第1条 「基本協定書」第1条に定める目的を達するため、市民が生活する上で生じる空き家対策を含めた不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談（以下「相談」という。）に応じて助言を行い、もって市民の利益保護に資する。

（期間）

第2条 本協定書の有効期間は令和2年7月31日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の60日前までに区役所と支部双方から特に申し出がない場合は、有効期間が満了する日から1年間有効期間が延長され、その後も同様とする。

（名称）

第3条 名称は、「宅地建物取引士による不動産無料相談」（以下「相談会」という）とする。

（相談員の派遣）

第4条 支部は、予約状況を勘案し、あらかじめ自らの会員の中から当該相談業務に適当と認める相談員を選任し、区役所へ派遣する。

2 担当相談員に事故があるときは相談業務に支障を来たさないよう、支部は区役所に連絡し、速やかに代理人を派遣する。

（相談員の業務内容）

第5条 派遣された相談員は、空き家対策を含めた市民が生活する上で生じる不動産の賃貸及び売買や宅建業法に関する一般的な相談に応じて助言を行う。

（相談会の開催日時）

第6条 相談の開催は、区役所と支部双方で協議のうえ、年度当初（本協定書締結年度においては協定書締結時）に相談実施日と相談方法を仕様書で定め実施する。

（報告）

第7条 相談員は相談業務終了後、速やかに相談内容及び助言内容の要旨について別に指

定する相談票に記入し、区役所に提出する。

(広報)

第8条 区役所は、各種広報媒体を活用した相談会の開催に関する広報を実施して市民への周知に努め、支部も広報に協力をする。

(遵守事項)

第9条 支部は相談員に、以下の事項について遵守させる。

(1) 相談内容の秘密を遵守し、大阪市個人情報保護条例等に基づき個人情報を保護する。

(2) 相談には全て無償で応じることとし、営業用の名刺を渡すなど、自己に受託を誘引するような営業又は斡旋行為は行わない。

(苦情、紛争等の対応)

第10条 相談会において苦情、または紛争等が生じた場合には、支部が責任をもって解決にあたり、区役所では一切の責任を負わないものとする。

(費用)

第11条 相談員の派遣にかかる一切の費用については、支部の負担とする。

(区役所からの指示)

第12条 支部は本事業の実施にあたっては区役所の指示に従う。

(疑義等の決定)

第13条 この協定書に関して定めのない事項又は疑義が生じたときは、区役所と支部双方で協議するものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、区役所と支部がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年7月31日

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号

大阪市東淀川区長

大阪市淀川区十三東1丁目16番11号

大阪府宅地建物取引業協会新大阪支部

支部長